

6・11

城西支部役員会開催

6月に入り、城西支部でも役員会を開催することになりました。暫くぶりの役員会。コロナ感染が心配ですので支部長の事務所でもいいから開いて欲しいという希望を伝えてあったのですが、ふたを開けてみたら、地域の寿司屋さんでの開催でした。支部会員には以前割烹店があったのですが、数年前に廃業となり近間の寿司店になったそうです。それと、やはりお酒が入らないと皆さん（役員さん）から集まってもらえないし、コロナで行事らしい行事も出来ずに1年来ましたから、それに支部費も使えるようなので寿司店になったそうです。参加役員7人中3人が歩いて来れる距離ですので好都合だったようです。



支部長の挨拶の後、早速総会を前にしての議題に入っていました。総会の代議員、本部と共済会の役員、支部の役員改選などが話し合われましたが、これといった会員名が上がりなくて、今年も役員は留任といった空気が大勢を占め、代議員も昨年同様となりました。どうしても会議の後に酒宴が待っているとなると良きにつけ悪しきにつけ「早く決めて飲もうや」的な雰囲気になるのが常です。今回も例年通りの結果になりましたが、減多に支部役

員会は開催されず、その時その時開催せずにいられなくなった時だけ開催するような状態ですから、中々良い進展は生まれません。常日頃から役員会の開催の中で、若手の会員を支部役員として育てていく取組みを継続していかなければ役員改選も難しいでしょう。その他、直西支部・糸魚川支部・城北支部・城東支部などが支部役員会を開いています。まだ開催出来ない支部は早めに開催して下さい。

今年の民商総会は

7/4(日)に決定！

民商では先日の常任理事会で、今年の総会について議論しました。昨年来のコロナ禍によつて民商の事業も大半が影響を受け、行事の形態を変えたり未開催に追い込まれたりしています。総会も昨年は懇親会が出来なかったり



参加者を絞つて少人数で開催したりしました。コロナが収束せずワクチンも全員に行き渡らない状態で大規模な懇親会は許されません。そうかと言って昨年のような民商の3階ホールでの開催だとちよつとソーシャルディスタンスに背くかなということ、今年も市民プラザの第1会議室（100人規模）を借りて懇親会無しで実施する運びとなりました。各支部で民商本体の代議員と共済会の代議員を選出していたので、今月の25日までに事務局まで届け出て下さい。昨年同様委任状での参加も認めます。

【ウッドショック】

県要請に会長参加

すでにニュース等でも話題になっておりますが、建築木材が大幅に不足しており、建築工事が進まない事態が発生しているそうです。俗に「ウッド

ショック」と言われていますが、施主にしても工事業者にしても予定外のことで、どうしたらいいのか頭を悩ませています。

そういう状態が広がる中、新潟県商工団体連合会（民商県連）は10日、県に対しウッドショックの影響を受けている業者の深刻な実情を訴え、経営継続への支援などを要望しました。日本共産党の遠藤玲子県議も同席しました。設備工事などを営む岩澤会長は、「元請の建築業者が木材を手でできないために基礎工事に切り掛かれない左官業の会員もいて、電気・水道など建築関係の業者にも影響が出てくる不安を抱えている」と話し、対策強化を求めました。

対応した県担当者は「新型コロナウイルス対策の政策融資はウッドショックも対象になる」「県内の工務店や製材業への聞き取りで約7割が『影響が出ている』と回答し、影響の大きさを認識している。各方面に要請し県産材の増産に入っている」などと答えました。



糸魚川市などでは森林組合さんなどとタイアップした地元産木材を使用した住宅・店舗等への補助金制度を設けて早くから地場産木材を奨励してきました。最近の地元紙「上越タイムス」の県からのお知らせページにも『新潟県産の木材使用を支援します！』とデカ

《裏面に続きます》

デカと掲載されていました。県でも県産材を利用した場合、補助金まで出して使用を奨励しています。

それなら手に入るのでは？と思ってしまうのですが…。製品化するには手間暇が掛かるので、そう簡単には増産という訳にはいかないのでしょうか。一刻も早いウッドショックの解消を願うばかりです。

上越市の

【事業者経営支援金】 給付要件緩和②

今年3月から申請受付が開始されている上越市の支援制度ですが、給付条件のハードルが高くて弾かれてしまう業者が多くいます。

最近、緩和の動きが出て、自分も今度は対象になるのではと民商に相談に来られた会員さん（建築業法人）がいました。やはり、最近の6か月間の毎月の売上が、2年前の6か月間の売上と比較して1ヶ月でも多い月があるとその月以外がどんなに落ち込んでいても対象にならないとのことでした。なんと理不尽なことでしょうか。早急に共産党の議員さんとも相談して改善に向けて市と交渉したいと思っています。

6・22

【コロナ月次支援金】

説明会開催

国では、今年4月以降に実施された緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響を緩和するため、「月次支援金」制度を設けました。

月々の売上金額が前年・前々年に比べて同月比で50%以上減少していることが条件であり、毎月の申請となりますので、取りあえず4月分・5月分の申請は6／16～8／15まで。6月分の申請は7／1～8／31までとなっています。中小法人は上限20万円（月）、個人は上限10万円（月）

給付条件にはもう一つあり、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」または「外出自粛等」の影響を受けていること（飲食



店は該当）となっています。この2点を満たせば業種・地域を問わず申請できます。

つきましては下記により説明会を開催します。会外の方も参加可能ですので、興味のある会外の方も一緒に参加してください。

■日時 6月22日（火）

午後1時半～ 民商3階

■持参するもの

2019年・2020年の

収支内訳書又は決算書

2021年4月・5月の売上帳

◎源泉税納付と

算定基礎届

学習会の開催

今年は7月12日までに「源泉税納付」と「社会保険算定基礎届」の書類を提出しなければなりません。下記の通り、学習会を開催しますのでご参加ください。

■7月6日（火） 民商会館 13時半～

■7月7日（水） カルチャーセンター 視聴覚室 13時半～

《ひと一言》

先日、法人決算で来られたある会社の事務員さんですが、『不納付加算税』なるもので何万円か税務署に取られたけれど、何なんでしょうか？と質問を受けました。事務局としても初めて聞く言葉でしたので早速調べてみたところ、源泉税の納付が直近1年以内に納付漏れがあるとか、納期限から1か月以上も納付しなかったことのある事業所に対して、一日でも納付が遅れた場合のペナルティのような意味合いで課される税金だそうです。

今回の会社は40万円程の源泉税を、納期限の3日遅れただけで5%の税金を取られました。ということは、2万円程度の税金が掛かってきたことになります。たった3日遅れただけで2万円も取られたのです。例えば1日遅れたとしても正当な理由がないと懲罰的に納税額の5%を払わされることになります。

なお、納期限を過ぎて税務署からの指摘を受けてから源泉税を払った場合などは10%に跳ね上がりますし、半期ごとの納付にしていれば額も大きくなります。

普通考えれば納税が数日遅れただけなら延滞税の対象になりこそすれ、ペナルティでそんな高額な税金が掛かるとは思いませんから、ついうっかり納期を過ぎて納税することくらいあるし、この会社の事務員さんもそれくらいにしか考えていなかったのです。



ただし、加算税の金額が5千円未満のときはかかりません。

源泉税の納付の時だけは、納期限を過ぎると延滞税の他にペナルティが課せられるので注意が必要です。なお、1年以内に納付漏れや1か月以上過ぎて納税したことが無ければ、1回目のペナルティはありません。

これは従業員の税金を事業主が預かっているのだから、ちゃんと納期を守りなさいということなのでしょう。消費税も預かり税と言っている税務署のこと、消費税も1日でも納税が遅れれば『不納付加算税』を取り立てるなどと言い出さないようにお願いします。

婦人部より

そうめん入荷のお知らせ

今年も、本場「小豆島」から取り寄せているとても美味しいそうめんが入荷いたしました。毎年、お中元などに「ご利用頂く方が多く、皆さんから大変ご好評を頂いております。」

『小豆島手延べそうめん』

1箱 1.8kg 2,300円

包装やのし掛けも致します。

なお、婦人部の総会はコロナ感染拡大防止のため、1年延期となりました。

事務局員募集

民商では事務局員を募集しています。20代～40代の自動車免許をお持ちの方で、高校卒業程度の学力のある方を希望しています。正規職員です。お近くにご紹介できる方がおられましたら是非ご紹介下さい。

